

行政不服審査法の全部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 7 号

行政不服審査法の全部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(寒川町事務分掌等に関する規則の一部改正)

第 1 条 寒川町障害児福祉規則(昭和 57 年寒川町規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条総務部収納対策課の項第 6 号中「異議申立」を「審査請求」改める。

(寒川町情報公開条例施行規則の一部改正)

第 2 条 寒川町情報公開条例施行規則(平成 11 年寒川町規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 3 号様式、第 4 号様式及び第 6 号様式から第 8 号様式までの規定中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 9 号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(寒川町情報公開審査会規則の一部改正)

第 3 条 寒川町情報公開審査会規則(平成 11 年寒川町規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(寒川町個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 4 条 寒川町個人情報保護条例施行規則(平成 11 年寒川町規則第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 4 号様式、第 5 号様式、第 6 号様式の 2、第 7 号様式、第 8 号様式、第 10 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式の 3 及び第 12 号様式の 4 中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 13 号様式中「異議申立て」を「審査請求」改める。

(寒川町個人情報保護審査会規則の一部改正)

第 5 条 寒川町個人情報保護審査会規則(平成 11 年寒川町規則第 29 号)の一部を次のように改める。

第 4 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成 17 年寒川町規則第 15 号)の一部を次のように改める。

第 2 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則)

第 7 条 寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和 39 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改める。

第 7 条の 4 第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

(寒川町財務規則の一部改正)

第 8 条 寒川町財務規則(昭和 40 年寒川町規則第 1 号)を次のように改める。

第 52 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「かかる決定」を「かかる裁決」に、「6 ヶ月」を「6 月」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「3 ヶ月を経過しても決定」を「3 月を経過しても裁決」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「決定を経ない」を「裁決を経ない」に改める。

(寒川町町税条例施行規則の一部改正)

第 9 条 寒川町町税条例施行規則(昭和 60 年寒川町規則第 23 号)の一部を次のように改める。

第 24 号様式中「寒川町長 氏 名 図」を「寒川町長 図」に、

「異議申立」を「審査請求」に、「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第 29 号様式中「番地」を削り、「寒川町長 氏 名 図」を「寒川町長 □図」に、「異議申立」を「審査請求」に、「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第 34 号様式中「納付されない」を「完納されない」に、「異議申立」を「審査請求」に、「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第 39 号様式中「異議申立」を「審査請求」に、「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町公有財産規則の一部改正)

第 10 条 寒川町公有財産規則(平成 13 年寒川町規則第 22 号)の一部を次のように改める。

第 3 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式、第 9 号様式、第 13 号様式及び第 15 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則の一部改正)

第 11 条 寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則(平成 15 年寒川町規則第 12 号)の一部を次のように改める。

第 3 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則の一部改正)

第 12 条 寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則(平成 27 年寒川町規則第 7 号)の一部を次のように改める。

第 3 号様式及び第 5 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査

請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町児童手当事務処理規則の一部改正)

第13条 寒川町児童手当事務処理規則(平成24年寒川町規則第22号)の一部を次のように改める。

第1号様式から第8号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日」を「この通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)」に、「6か月」を「6月」に改める。

第10号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第13号様式及び第14号様式中「60日」を「3月」に、「上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日」を「この通知を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)」に、「6か月」を「6月」に改める。

(寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成3年寒川町規則第15号)の一部を次のように改める。

第4号様式及び第8号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成7年寒川町規則第12号)の一部を次のように改める。

第6号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町未熟児養育医療に関する規則の一部改正)

第 16 条 寒川町未熟児養育医療に関する規則(平成 25 年寒川町規則第 23 号)の一部を次のように改める。

第 5 号様式及び第 7 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町老人福祉法施行細則の一部改正)

第 17 条 寒川町老人福祉法施行細則(平成 5 年寒川町規則第 10 号)の一部を次のように改める。

第 2 号様式、第 4 号様式、第 14 号様式の 1 及び第 14 号様式の 2「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(寒川町介護保険法施行細則の一部改正)

第 18 条 寒川町介護保険法施行細則(平成 25 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改める。

第 8 号様式、第 9 号様式、第 12 号様式、第 13 号様式、第 16 号様式、第 19 号様式、第 25 号様式、第 28 号様式、第 30 号様式、第 33 号様式、第 36 号様式及び第 39 号様式中「不服の申し立て」を「審査請求」に、「60 日以内」を「3 月以内」に、「3 ヶ月」を「3 月」に、「6 か月」を「6 月」に改める。

(寒川町介護保険条例施行規則の一部改正)

第 19 条 寒川町介護保険条例施行規則(平成 25 年寒川町規則第 19 号)の一部を次のように改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「不服の申し立て」を「審査請求」に、「60 日」を「3 月」に改め、「また、」を削り、「裁決書を受け取った日」の次に「の翌日」を加え、「6 ヶ月」を「6 月」に、「代表者となります)提起することができます。」を「代表者となります)取り消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過する

と取り消しの訴えを提起することができません。」に、「この処分についての」を「また、この処分についての」に、「得ない」を「経ない」に、「取消」を「取り消し」に、「3 か月」を「3 月」に改める。

第 4 号様式、第 6 号様式及び第 8 号様式中「不服の申し立て」を「審査請求」に、「60 日」を「3 月」に、「3 か月」を「3 月」に、「6 か月」を「6 月」に改める。

(寒川町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 20 条 寒川町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成 18 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改める。

第 2 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 21 条 寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成 18 年寒川町規則第 19 号)の一部を次のように改める。

第 2 号様式及び第 6 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町災害見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第 22 条 寒川町災害見舞金支給条例施行規則(昭和 44 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改める。

第 5 号様式を次のように改める。

第5号様式(第5条関係)

寒川町災害見舞金支給決定通知書

番 号
年 月 日

様

寒川町長 印

寒川町災害見舞金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、次のとおり通知します。

決 定 区 分	見舞金を支給する。 見舞金を支給しない。
支 給 金 額	金 円
支 給 を し な い 理 由	
備 考	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第 23 条 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年規則第 12 号)

の一部を次のように改める。

第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦
利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 9 号様式及び第 10 号様式を次のように改める。

第9号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 団

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあつた償還金の支払猶予については、次のとおり承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	か月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第10号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 12 号様式及び第 13 号様式を次のように改める。

第12号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 団

様

違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の
とおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除致
します。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第13号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 図

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還(元利合計
円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還をお願いします。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 15 号様式及び第 16 号様式を次のように改める。

第15号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 図

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第16号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 図

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で
不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未
済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で
違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から
起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることがで
きなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合
は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、
寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起す
ることができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合
は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内で
あっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）
の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消し
の訴えを提起することができなくなります。

(寒川町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 24 条 寒川町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(平成 4 年寒川町規則第 14 号)の一部を次のように改める。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

寒川町指令第 号
年 月 日

様

寒川町長 印

寒川町社会福祉法人事業費補助決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた補助に対し、寒川町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第5条の定めるところにより、次のとおり交付する。

補助金額 円

交付条件

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(寒川町福祉活動センター条例施行規則の一部改正)

第25条 寒川町福祉活動センター条例施行規則(平成15年寒川町規則第11号)の一部
を次のように改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条、第4条関係)

寒川町福祉活動センター使用決定通知書				
年 月 日				
様				
指定管理者 印				
年 月 日付けで申請のありました寒川町福祉活動センターの使用について、次のとおり通知します。				
決 定 区 分	☐ 承認 ☐ 不承認			
使 用 日	年 月 日 (曜日)			
使 用 時 間	☐ 午前9時 00分から	☐ 午後零時 30分から	☐ 午後5時 30分から	☐ 午前9時 00分から
	午後零時 まで	午後4時 30分まで	午後9時 30分まで	午後9時 30分まで
使 用 施 設	☐ 活動室 ☐ 大会議室 ☐ 会議室			
承 認 条 件 (不承認理由)				
備 考				

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 26 条 寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成 18 年寒川町規則第 20 号)の一部を次のように改める。

第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式（第20条の2関係）

育成医療治療用装具費支給決定書			
支給決定金額			
治療用装具製作費	円	社会保険給付額	円
		自己負担額	円 ※
受給者番号			
受給者氏名			
申請者名			
申請者の住所			
受領方法			
銀行名			
支店名			
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人			
上記のとおり支給します。 年 月 日 寒川町長			

※ 治療用装具装着月の上限額管理票と補装具製作費の1割を比較し、少ない額を自己負担額とする。

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、審理員に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に寒川町長を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前項の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

寒川町福祉課 住所 神奈川県高座郡寒川町宮山165 電話番号 0467・74・1111

(寒川町基準該当事業所の登録等に関する規則の一部改正)

第 27 条 寒川町基準該当事業所の登録等に関する規則(平成 18 年寒川町規則第 21 号)

の一部を次のように改める。

第 2 号様式を次のように改める。

寒川町基準該当事業所登録決定書

寒 福 第 号

年 月 日

様

寒川町長

印

申請者(設置者)	フリガナ			
	氏 名			
	主たる事業所の所在地	〒		
	法人である場合の種別		電話番号	
			FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏 名	
代表者の住所	〒			
登録を受けようとする事業の種類	フリガナ			
	名 称			
	事業所(施設)の所在地	〒		
	実施事業等の種類及び内容	事業開始予定年月日	備 考	
基準該当事業所番号				
登録を受けている市町村				

年 月 日付けで、申請のありました寒川町基準該当福祉サービス事業者の登録について、つぎのとおり決定します。

決 定 区 分	☐ 登録します	☐ 登録しません
決 定 理 由		

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第 28 条 寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成 5 年寒川町規則第 6 号)の一部を次のように改める。

第 15 号様式、第 16 号様式、第 19 号様式、第 20 号様式及び第 21 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部改正)

第 29 条 寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則(平成 18 年寒川町規則第 10 号)の一部を次のように改める。

第 3 号様式、第 4 号様式、第 7 号様式及び第 9 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(寒川町道路占用規則の一部改正)

第 30 条 寒川町道路占用規則(昭和 63 年寒川町規則第 7 号)の一部を次のように改める。

第 2 号様式及び第 6 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「審査請求」を「再審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町電線共同溝占用規則の一部改正)

第 31 条 寒川町電線共同溝占用規則(平成 25 年寒川町規則第 24 号)の一部を次のように改める。

第 3 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「審査請求」を「再審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の一部改正)

第 32 条 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則(平成 4 年寒川町規則第 10 号)の一部を次のように改める。

第 7 号様式及び第 8 号様式中「60 日」を「3 月」を改める。

(寒川町下水道排水設備指定工事店規則の一部改正)

第 33 条 寒川町下水道排水設備指定工事店規則(平成 13 年寒川町規則第 31 号)の一部を次のとおり改める。

第 6 号様式、第 13 号様式及び第 17 号様式中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(寒川町火災予防規則の一部改正)

第 34 条 寒川町火災予防規則(昭和 46 年寒川町規則第 5 号)の一部を次のように改める。

第 1 号様式の 2 中「寒予第」を「寒 第」に、「60 日」を「3 月」に、「6 箇月」を「6 月」に改める。

(寒川町危険物の規制に関する細則)

第 35 条 寒川町危険物の規制に関する細則(平成 21 年寒川町規則第 6 号)の一部を次のように改める。

第 4 号様式、第 9 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式から第 15 号様式までの規定、第 20 号様式及び第 22 号様式から第 27 号様式までの規定中「60 日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法の施行の日(平成 28 年 4 月 1 日)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。